

令和7年度第8回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年11月13日(木)
午前9時30分 ～ 午前10時30分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 16 名
欠 席 総 数 2 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	欠席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 5 名

傍聴人なし

令和 7 年度第 8 回総会

(開始時刻 9 時 30 分)

事務局（小田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数 18 名のうち、本日出席の委員は 16 名、欠席委員は 2 名でございます。

したがって、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第 6 条及び第 7 条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和 7 年度第 8 回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づきまして私のほか 2 名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号 15 番、藤本康洋委員と、議席番号 16 番、河本肇委員のご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第 1「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消しについて」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にて説明させていただきます。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番、願出人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 1 筆で、面積は 58 m²、位置図は 2、3 ページ、公図は 4 ページをご覧ください。

本件は、今年度の第6回下関市農業委員会総会においてご承認いただき、令和7年9月16日付けで農地法第3条許可されたものを、取り消すものでございます。

取消理由は、売買から贈与に契約種別の変更を行うためでございます。

なお、本件にかかる農地法第3条の許可につきましては、議案第2号の2番にてご審議いただきます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号2番、木村貴志子委員、報告をお願いいたします。

木村貴志子委員

議席番号2番、木村です。1番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年11月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。9月8日に現地調査をした所でございます。その時にも私は調査に行きましたが、当時は草が生えていましたが、今回の調査では、きれいに耕されました。[REDACTED]で相続した土地の持ち分を所有権移転するものですが、当初は売買により申請をしておりましたが事情により贈与に変更するため、一旦許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて」原案のとおり「許可取消し」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可取消し」とすることと決し

ました。

事務局（坂元主査）

議長、事務局から提案がございます。発言してもよろしいでしょうか。

議長（山田会長）

委員の皆様、事務局の発言を許可してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

事務局の発言を許可します。

事務局（坂元主査）

ありがとうございます。それでは、ご説明いたします。

先ほどご審議いただいた許可の取消しでございますが、農地法第4条、第5条の許可の取消しも含め、現在、議案として上程し、ご審議いただいております。しかしながら、申請者が、許可の取消しを求め、農業委員会に取消願を提出されていることから、一定の条件を満たしているのであれば、許可の取消しは、認めざるを得ないと考えます。

一定の条件とは、所有権移転がなされていないこと、登記地目の変更がなされていないこと、工事に着手していないことです。

事務局において、提出書類を確認し、農業委員による現地調査を行うことで、全て確認することができますので、今後は、許可の取消処分については、会長専決に変更させていただきたいと考えております。

この変更には、下関市農業委員会会長専決規程の改正が必要となりますので、12月に農政専門委員会を開催し、ご審議いただき、1月総会に上程できればと考えております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の提案について、質疑は、ございませんか。

ないようですので、事務局提案について賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。それでは、農政専門委員会の委員さんには大変ご苦労をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

それでは、日程第2「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書5ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆で、合計面積は4,280㎡、位置図は9、10ページ、公図は11ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から北西へ、約800mに位置する過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、事業拡大を図る譲受人の要望に、県外に居住している譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、大根、白菜、じゃがいも等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

5ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は12、13ページ、公図は14ページをご覧ください。

本件は、議案第1号にて許可を取り消した件に関連するもので、詳細については、前回の総会でご説明しておりますので、省略させていただきます。変更箇所は、契約の種別のみで、売買による所有権移転から贈与による所有権移転となっております。

総会議案書6ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田3筆で、合計面積は4,168㎡、位置図は15、16ページ、公図は17ページから19ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から北東へ約3.6kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、管理が困難となった譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置し、譲受後は、水稻を作付けする予定で、贈与による所有権の移転となっております。

6ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は423㎡、位置図は20、21ページ、公図は22ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から南へ約1kmに位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢かつ病気がちで耕作できなくなった譲渡人の要望に、申請地の■■■■が、譲受人として応じたものでございます。譲受後は、玉ねぎ、トマト、ナス、スイカ、ぶどう、白桃等を栽培する予定で、贈与による所有権の

移転となっております。

総会議案書 7、8 ページをお開きください。5 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 30 筆と畑 2 筆、宅地 1 筆で、合計面積は 56,305.95 m²、位置図は 23 ページから 39 ページ、公図は 40 ページから 66 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から北へ約 1 km から 1.8 km に位置し、XXXXXXXXXX が、農業振興地域内白地の農地で、残りの XXXXXXXXXX が、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、一部は、事業規模拡大のため、譲受人が要望し、譲渡人が応じたものであり、一部は、高齢のため耕作困難となった譲渡人が要望し、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の会社から約 4 km の距離に位置し、譲受後は、水稻の作付け及びナスやアスパラ等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人等は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 3 番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号 3 番、新久保です。1 番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和 7 年 11 月 4 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地調査を行いました。申請内容は、譲渡人は、県外に居住しており耕作が困難なため、事業拡大を計画している譲受人の要望に応じたものです。売買による権利移動です。譲受人は営農に必要な農機具を保有しており、譲受後は、田を畑地に転換し、白菜や大根等の野菜を作付けする予定で、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2 番の案件につきまして、議席番号 5 番、田崎育子委員、報告を

お願いいたします。

田崎育子委員

議席番号 5 番、田崎です。2 番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和 7 年 1 1 月 5 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地調査を行いました。申請地は、先ほどの議案第 1 号の農地です。譲渡人は、譲受人から申出があり、規模拡大を目的に [] 共有の農地の持ち分を譲り渡すものです。何ら問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3 番の案件につきまして、議席番号 1 3 番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

伊田喜弘委員

議席番号 1 3 番、伊田です。3 番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和 7 年 1 0 月 3 0 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地調査を行いました。

譲受人は、地元の認定農業法人に勤務しながら、3 8, 6 4 6 m²の農地で営農を行っています。年齢は [] 歳で、勤務先の [] の評価は高く、農業に意欲を持って取り組んでいます。

このたびの申請は、管理が困難な譲渡人が、以前営農していた譲受人に贈与する申請です。譲受後は、主食用水稻を作付けする予定です。他の農地に与える影響は全くなく、問題ないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4 番の案件につきまして、議席番号 4 番、松倉公一委員、報告をお願いいたします。

松倉公一委員

議席番号 4 番、松倉です。4 番の案件について、現地確認の結果を報告いたします。令和 7 年 1 1 月 4 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。

譲渡人は事務局からの説明にもありましたように、高齢で病気がちのため、[] の譲受人に申し出て、譲受人が応じたもので、贈与による所有権移転です。現地はきれいに整地されており、譲受後は、農機具を購入、自家消費用

の野菜、果物を栽培予定で、何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件ですが、この案件につきましては、農地が菊川地区と内日地区にまたがっておりますので、議席番号13番、伊田喜弘委員及び議席番号7番、下田敏純委員のお二人から報告をお願いいたします。

まずはじめに、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

伊田喜弘委員

議席番号13番、伊田です。5番の案件について、現地確認の結果を報告いたします。令和7年10月30日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

譲受人は、菊川及び内日地区の農地に利用権を設定し、大規模に営農している認定農業法人です。中山間地域で農業の担い手が減少していく中、地域にとっては無くてはならない農業法人であると考えます。規模拡大を検討している譲受人は、農地の管理ができない譲渡人の要望に応じ、贈与を受ける内容の申請です。

私の方から菊川地区の農地、20筆39,048㎡の状況について報告します。いずれも譲受人が営農を行っており、譲受後は水稻を中心に作付け予定です。他の農地に与える影響はなく、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

議席番号7番、下田です。5番の案件について、大字内日下、植田の内日地区の現地確認の結果を報告いたします。令和7年10月30日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

譲受人は、菊川地区と内日地区にて大規模農業を経営する若手の担い手です。農地は一部草が繁茂している箇所がありましたが、譲受人が多種類の農機具を保有しており、農地を適切に運用、管理していただけたと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

議席番号 3 番、新久保です。2 番の案件についてですが、前回 9 月の申請と今回の申請の違いは何でしょうか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。前回と異なる点は契約の種類のみで、売買による所有権移転から贈与による所有権移転へと変更になっております。許可書については、「所有権移転」としか記載されておきませんので、本来であれば、今回の手続は不要ではないかと思われますが、ご本人がどうしても誤った申請書を残したくないとのことで、このたびの申請になったものです。

以上でございます。

議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第 3 「議案 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書 6 7 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 1 筆で、転用面積は 1 5 4 ㎡、位置図は 6 8、6 9 ページ、公図は 7 0 ページ、土地利用計画図は 7 1 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から、北へ約 5 0 0 m に位置する農地で、「第 2 種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、現在、農業用資材を自宅敷地内に置いている

ものの、狭くなったことから、耕作地の近くに位置している申請地を、農業用資材置場とするものでございます。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。申請地には、隣接した農地はありません。汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年11月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請内容は、現在、野菜等を栽培している場所の、道路を隔てた自己所有地である申請地に資材置場と駐車場の整備を計画したものです。汚水はなく、雨水は道路側溝に放流するものです。隣接する農地はなく、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書 72 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 2 筆で、転用面積は 583.50 m²、位置図は 73、74 ページ、公図は 75 ページ、土地利用計画図は 77 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所勝山支所から北北東へ約 3.4 km に位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」となります。

転用目的は、山陽新幹線の単柱橋脚耐震補強工事を行うに当たり、西日本旅客鉄道株式会社の所有地内だけでは施工が困難なため、一時的に、作業ヤードの整備を行うものでございます。賃借権による権利の設定となっております。

一体利用地は、西日本旅客鉄道株式会社の所有地 1 筆と、市道及び法定外公共物のみであり、施工に必要な申請書が提出されており、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、土のう袋を設置する計画となっております。し尿はくみ取り式で、生活雑排水はなく、雨水は道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本案件は、「一時的な転用」であり、許可後 3 箇年までに、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 2 番、木村貴志子委員、報告をお願いいたします。

木村貴志子委員

議席番号 2 番、木村です。1 番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和 7 年 11 月 5 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。所有者は

申請地は、耐震補強工事を行おうとする山陽新幹線の橋脚に隣接する農地で

す。所有者はすでに亡くなっており、貸付人は３人の法定相続人となっておりませんが、現在は耕作されていない状況でした。工事に伴う一時的な利用ですので、致し方ないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第４号 農地法第５条第１項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第５「議案第５号 現況確認について」をお諮りします。タブレットの準備をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書７８ページをお開きください。１番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑２筆で、合計面積は１，５４０㎡、申請地の位置図は８６、８７ページ、公図は８８、８９ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から北西へ、約１．５ｋｍに位置する土地でございます。

令和７年１１月６日に、農業委員２名、最適化推進委員１名と事務局職員１名で現地調査を行いました結果、申請地は山林化していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第５条第３号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

７８ページに戻りまして、２番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑２筆で、面積は７０３㎡、申請地の位置図は９０、９１ページ、公図は９２、９３ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から東へ約５００ｍと約６００ｍに位置する土地でございます。

令和７年１１月５日に、農業委員２名、最適化推進委員１名と事務局職員２名で現地調査を行いました結果、XXXXXXXXXXは山林化していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第５条第３号アに該当し、「非農地」との判断になっております。また、XXXXXXXXXXは山林に隣接し、一部山林化していましたので、現

況確認書交付事務取扱要領第5条第3号イに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書79ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑21筆で、合計面積は30,486㎡、申請地の位置図は94、95ページ、公図は96ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所清末支所から北西へ約1kmから約1.2kmに位置する土地でございます。令和7年11月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、79ページ上段に記載の [] と [] の2筆は狭小・不整形な土地でありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号に該当し、「非農地」との判断になっております。

79ページ下段に記載の [] と、81ページ中段から下段に記載の [] の3筆は、議案書記載の状況でございましたので、「農地」との判定になっております。

82ページ下段に記載の [] は、山林に囲まれ、一部に灌木が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号イに該当し、「非農地」との判断になっております。

その他の15筆は、山林化または竹や灌木が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書83ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は2,457㎡、申請地の位置図は97、98ページ、公図は99ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所清末支所から北西へ約900mに位置する土地でございます。

令和7年11月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は一部山林化していたものの、大部分は保全管理された農地でありましたので、「農地」との判定になっております。

総会議案書84ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田3筆で、合計面積は1,923㎡、申請地の位置図は100、101ページ、公図は102、103ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR福江駅から東南東へ約1.1kmに位置する土地でございます。

令和7年11月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、[] と [] の2筆は、伐根されていないものも含め、笹竹や灌木が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事

務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

■ は、申請地への赤線が通行不能となっており、周りの農地からも1mほど高くなっており、至ることが困難でありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第5号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書85ページをお開きください。6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は489㎡、申請地の位置図は104、105ページ、公図は106ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北東へ約1.4kmに位置する土地でございます。

令和7年11月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は概ね竹と灌木が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員が本日欠席ですので、事務局が代理で報告をいたします。

事務局（稲田主任）

有田委員が本日欠席のため、現地調査結果の報告を言付かっていますので、事務局で読み上げます。

議席番号18番、有田です。1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。令和7年11月6日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

いずれの申請地も雑木等で覆われ山林化しておりましたので、「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号１０番、田上です。２番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和７年１１月５日、農業委員２名、農地利用最適化推進委員１名と事務局職員２名で現地調査を行いました。

■■■■■については、真竹や雑木が生えており、とても耕作出来るような状態ではなく山林化しておりました。■■■■■は、一部は草が生えているようにも見えましたが、奥の方は６０年から７０年は経っているような大きな雑木が生え、周りも山林で、今後、林野化すると想定されましたので、いずれも「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、３番及び４番の案件につきまして、３番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号３番、新久保です。３番の①から④及び４番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和７年１１月４日、農業委員２名、農地利用最適化推進委員１名と事務局職員２名で現地調査を行いました。

申請地は、隣接した畑地が連なった所で、昭和４０年頃からみかん園として営農をしてきております。おいしいみかん園として有名でありましたが、数十年前から後継者不足ということもあって営農が縮小され、現在はみかんの樹は数本しか確認できない状態でした。３番の①から④の案件の申請地２１件と４番の案件を総体的に見ますと、みかんの樹を植えられたと思われる所は、雑草が繁茂しており、農地に復旧することは可能であります、その他は竹や灌木が繁茂し山林化しており、農地に復旧することは不可能と思われます。

それでは、３番の①から④の２１件を筆ごとにご説明いたします。

３番の①、■■■■■、この２件は、狭小で不整形地であり、耕作が困難であると判断し「非農地」、次に■■■■■、この５件は山林化しており「非農地」、次に■■■■■は、柿の樹が植えられよく管理されていたので「農地」と判断しました。

３番②の■■■■■、この４件は灌木が繁茂し農地に復旧することは困難と判断し「非農地」、次に■■■■■、この２件は灌木が繁茂し山林化しており「非農地」と判断しました。

３番③の■■■■■は、灌木が繁茂し山林化していましたので「非農地」と判断しました。次に■■■■■は、法面を含む一部に竹などが繁茂していましたが、大部分が雑草であり、農地に復旧が可能であると判断、■■■■■は

一部に雑草が繁茂していましたが、保全管理がされており農地に復旧が可能と判断し、この2件は「農地」と判断いたしました。

3番④の [REDACTED]、この2件は山林化しており「非農地」と判断しました。次に [REDACTED] は、竹や灌木が繁茂し農地に復旧することは困難と判断し「非農地」、次に [REDACTED] は、一部に灌木が繁茂し山林に接しており、今後は山林化が想定されるために「非農地」と判断しました。

この結果、21件中、①の [REDACTED] と③の [REDACTED] と [REDACTED]、この3件が「農地」、他の18件は「非農地」と、調査した3名全員が判断しました。

次に4番の案件ですが、これは法面を含む一部に竹や灌木が繁茂していましたが、大部分は草刈りがされ管理は良好であり、調査した3名全員が「農地」と判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。5番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和7年11月5日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査をいたしました。

申請地は、平成13年以降耕作を行っておらず、[REDACTED] は笹竹が繁茂しており伐採はされていましたが、抜根はされていませんでした。[REDACTED] は、一部に雑草が繁茂していましたが大部分は竹と灌木が繁茂していました。[REDACTED] は、申請地への赤線の道が通行不能で、周りの農地から1mほど高い所にあり行くことが困難な状況でした。3筆とも全員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、6番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。6番の案件について、現地調査の結果をご報告いた

します。令和7年11月5日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査をいたしました。

申請地は、県道より少し入った宅地の裏で、塀に囲まれた外にあたり、平成11年に祖父が亡くなった後は放置したままで、竹と灌木が繁茂しており、申請者の亡き父も仕事の関係上、福岡市に居住していたため、そのままの状態でした。現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、非農地を判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 現況確認について」、3番の案件のうち[]、[]及び[]並びに4番の案件は「農地」とし、その他は全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書107ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

詳細につきましては、108、109ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表（令和7年12月1日公告予定分）」をご覧ください。

今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し「策定要請」を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し「認可申請」が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

別紙「議案第6号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

す。

いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に、農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第7「報告第1号」から日程第14「報告第8号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご報告いたします。以降、着座にて報告いたします。

総会報告書1から5ページ、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、20件ございました。

6ページ、報告第2号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、2件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

16、17ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

18ページ、報告第4号「現況確認について」は、3件ありました。

ここで報告書の訂正がございます。「現在の状況」欄についてですが、内容を一部訂正いたしました。詳細につきましては、本日お配りしております、総会報告書の訂正でご確認願います。大変申し訳ございませんでした。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

22、23ページ、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が8件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

24ページ、報告第6号「農地の転用事実に関する証明について」は2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

25、26ページ、報告第7号「事業進ちょく状況報告及び完了報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

全ての案件について農業委員による現地確認が終了しております。

27ページ、報告第8号「農用地利用集積等促進計画（一括）の一部認可取消しについて」でございます。取消しの理由については、備考欄記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局からの報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第8号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和7年度第8回定例総会の閉会」を宣告いたします。

（終了時刻10時30分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....